

# 令和2年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部障害福祉課
評価対象期間	R2.4.1 ~ R3.3.31

## 1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立はなの木苑
	所在地	土岐市泉町久尻字滝ヶ洞1512-2
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	H28.4.1 ~ R3.3.31
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、知的障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。</li> <li>・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。</li> <li>・施設の管理に関すること。</li> <li>・その他仕様書に定めること。</li> </ul>	

## 2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
H30	2,308
R1	2,363
R2	2,472

年度	利用者数
H29	2,308
H30	2,308
R1	2,363

## 3 令和2年度の収支状況

(単位:千円)

収 入 計	394,663
利用料金	392,113
指定管理料	0
そ の 他	2,550
支 出 計	347,112
人 件 費	256,945
施設管理費	21,716
そ の 他	68,451
差 引	47,551
納 付 金	—

## 4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・利用者の権利擁護とプライバシーを守ることと、利用者との支援関係や、利用者の安全確保等との関係は引き続き検証が必要である。	・全室個室のため、ハード面でのプライバシー確保はできていますが、個室であることで事故の発見が遅れることが想定されるため、定期的な巡回と職員配置するとともに、共有スペースに見守りカメラを設置し、利用者の安全確保に努めます。また、自己・他者チェックや虐待防止研修、マナー研修を実施し、権利擁護に対する認識を深め、支援の質の向上を図ります。
・支援について、職員が振り返りや職員間で情報共有できるような場を持てるように努力すること。	・各部署責任者が参加する経営会議で収支状況や支援状況について説明し、情報共有を図るとともに、現状の課題や方向性について検討します。経営会議の内容を男子棟会議、女子棟会議等で報告し、職員間の情報共有に努めます。

## 5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントとモニタリングを丁寧に行うことで、一人一人のニーズの把握と対応につなげていること</li> <li>・入所、生活介護とも定員満床で推移していること</li> </ul>
設置目的の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の質の向上と職員間の共有化を図っていること</li> </ul>
公共性の確保の状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東濃圏域発達障がい支援センター事業に基づく活動に取り組んだこと</li> <li>・事件、事故の報告は依然としてあるが、個室化、見守りカメラなどの対策は、その行為発見時の検証には有効であるが、その行為に至った前後の検証すなわち、なぜそのような行為になったのか、それからどうするのか、が生活全体の関連の中で検証されなければならない</li> </ul>
経営状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営効率化に向けた関係機関との情報共有に努めたこと</li> </ul>
派生的効果	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で対策を講じる中、できる範囲で活動を行ったこと</li> <li>・コロナ禍であるからこそ、緊急時の対応が必要となる。その役割を期待する</li> </ul>

### <評価基準>

5	定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

## 6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。</li> <li>・アセスメントとモニタリングを丁寧に行うことで、一人一人のニーズの把握と対応につなげている。</li> <li>・入所、生活介護とも定員満床で推移している。</li> <li>・東濃圏域発達障がい支援センター事業に基づく活動に取り組んだ。</li> <li>・経営効率化に向けた関係機関との情報共有に努めた。</li> <li>・コロナ禍で対策を講じる中、できる範囲で活動を行った。</li> </ul>

### <評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する